

燕市地域生活支援拠点等事業の整備について (進捗状況など)

令和5年3月14日

燕市障がい者自立支援協議会

1. 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

目的

- 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 入所施設や病院、親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備。

(厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業 『地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引きより』P4より抜粋)

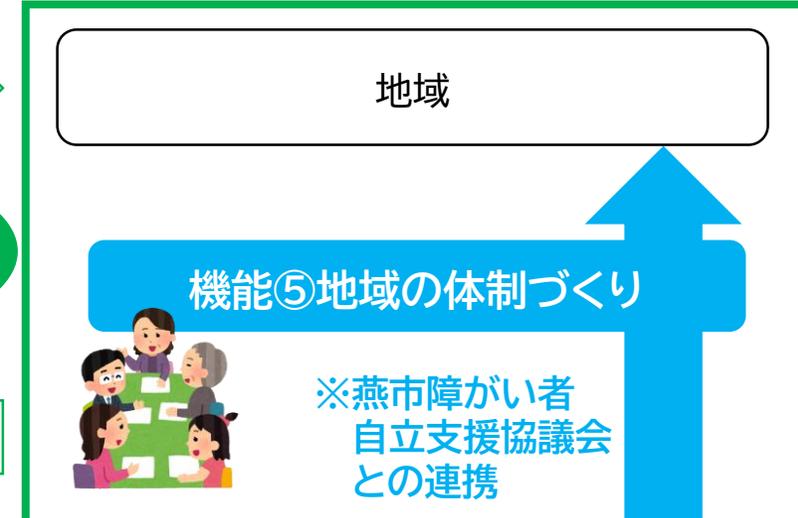
機能	内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握や緊急時の迅速・確実な相談支援を実施すること
②緊急時の受入・対応	介護者の急病や障がい児者の状態変化に応じた緊急時に利用できる場所を確保すること
③体験の機会・場	施設や親元からグループホームや一人暮らしの生活の場へ移行するなどの自立に向けた支援をすること
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な人、高齢に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応が出来る人材を確保すること
⑤地域の体制づくり	様々なニーズに対応できるサービス提供体制を構築すること

2. 地域生活支援拠点等事業(イメージ図)

個別支援



地域づくり支援



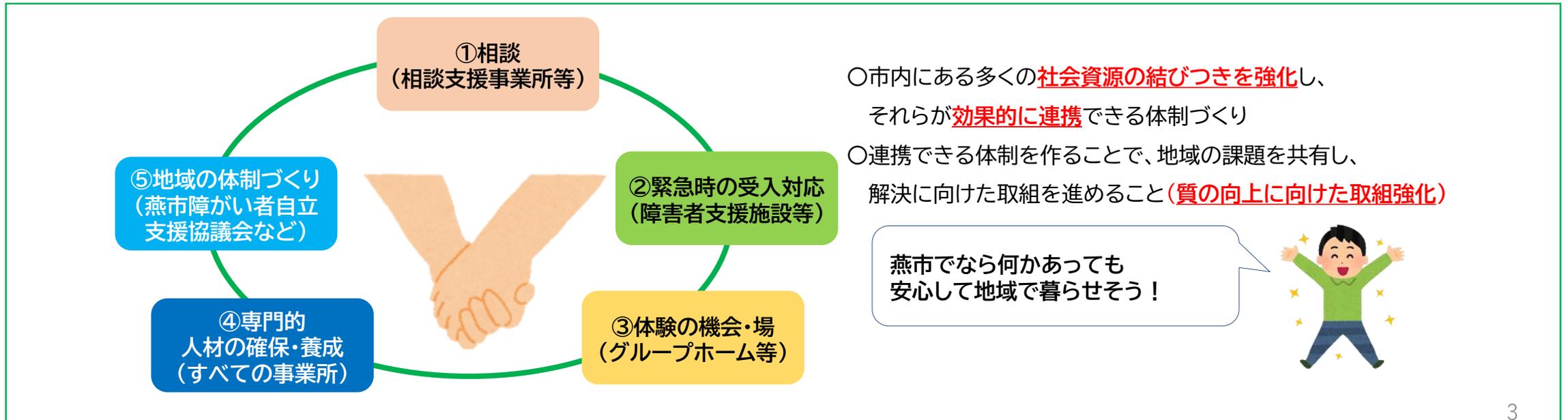
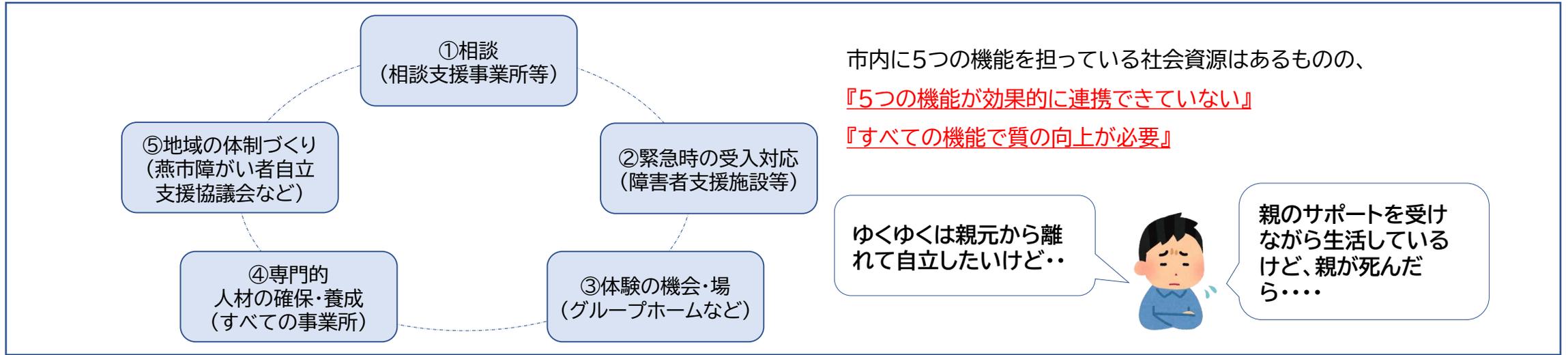
地域生活支援拠点コーディネーター等
(基幹相談支援センター及び相談支援事業所) ⇒ 中核的な役割を担う



○連携強化
○質の向上



3. 燕市における地域生活支援拠点等の整備の考え方



4. ①相談

燕市の考え方

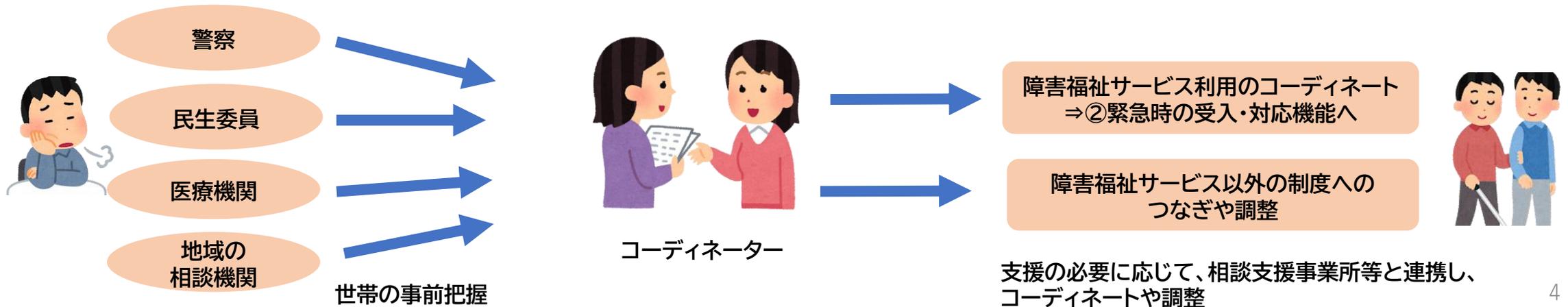
地域生活支援拠点コーディネーターを、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置します。地域生活支援拠点コーディネーターは、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努め、必要に応じて相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

しかし、すべての相談を地域生活支援拠点コーディネーターが受けるわけではなく、これまで通り連絡を受けた関係機関(相談支援事業所など)で対応が可能であればそのまま対応することとなります。緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、地域生活支援拠点コーディネーターへ連絡します。

(1)緊急時の支援が見込めない世帯

「本人の状況」及び「家族等の状況」が複合して、障がいのある人に対する緊急時の支援が見込めない世帯のこと。

本人の状況(例)	家族等の状況(例)
<ul style="list-style-type: none">・単身生活者・障害福祉サービス等の利用が必要だが、利用がない・生活面や社会面での課題がある・障がいの程度が重く、単身になった場合、自立した生活が困難	<ul style="list-style-type: none">・同居する家族の支援力が弱い(病気や高齢など)・同居する家族がいるが、支援が難しい・同居する家族がいるが、虐待の疑いがある



5-1. ②緊急時の受入・対応(緊急対応の考え方)

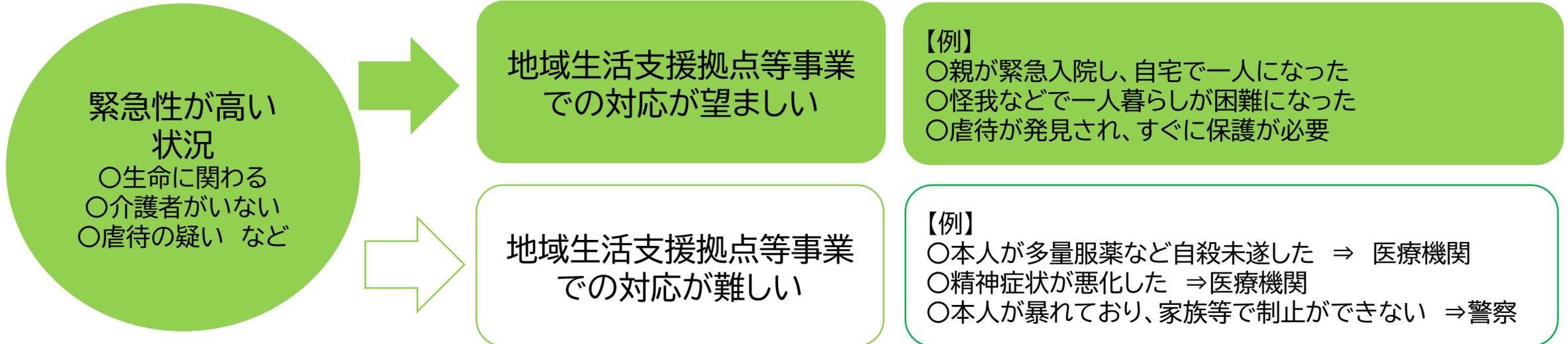
燕市の考え方

○障害福祉サービスの利用を活用した緊急受入体制の整備を進めます。短期入所を活用した緊急受入体制の整備を進める上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行います。障がいのある人の状態に応じては、短期入所だけではなく、訪問系サービスを利用するなど適切な対応を行います(障害支援区分のない人も含めて)。

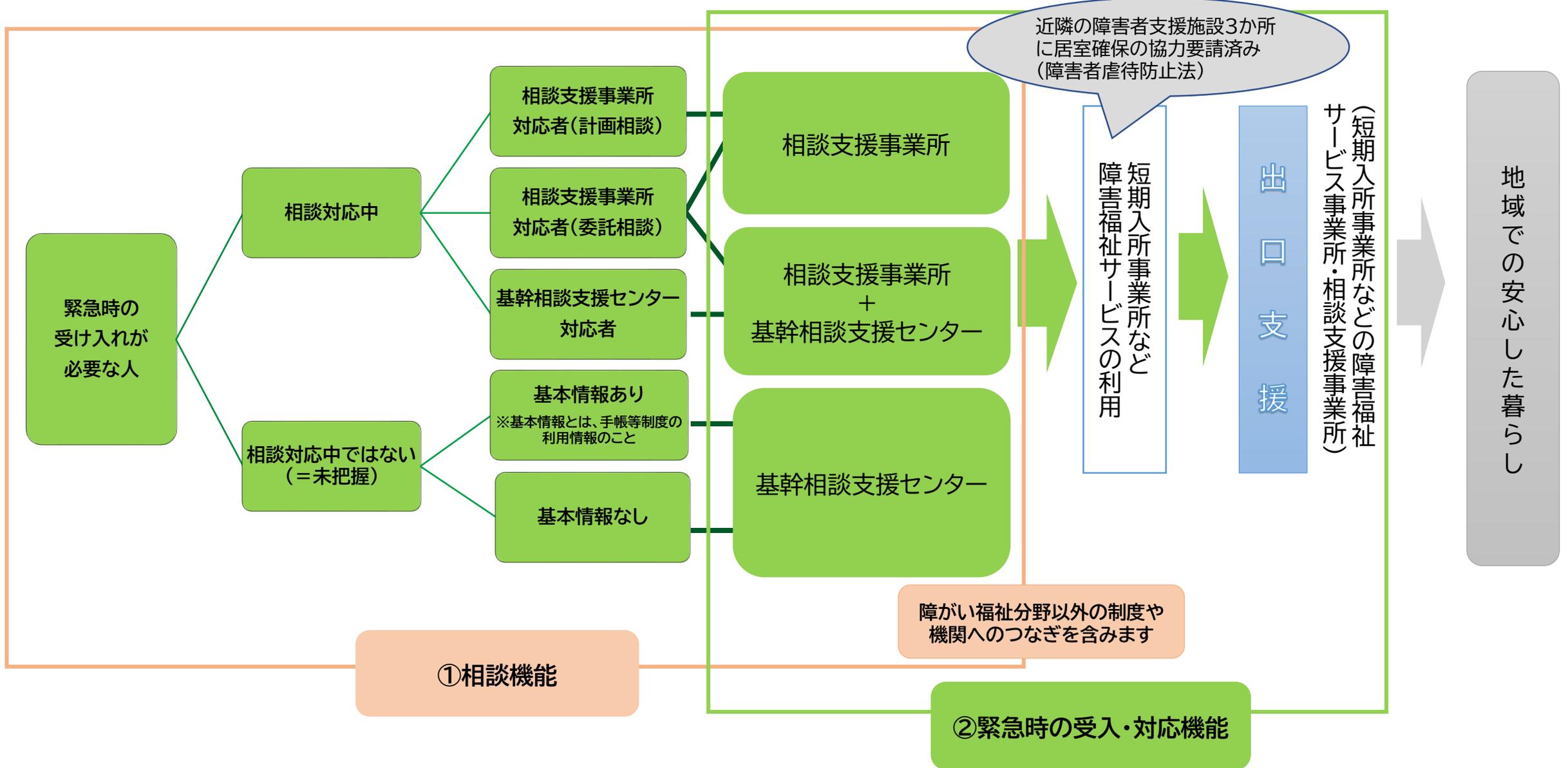
○緊急時の受け入れ体制の整備に向けて、短期入所を提供する近隣の障害者支援施設などに積極的に働きかけを行うとともに、短期入所事業等の空き状況を把握し、拠点コーディネーター・相談支援事業所と情報共有します。

○緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握(地域生活支援拠点等の相談機能)し、早めに障害福祉サービスなどの必要な支援・サービスにつなげることで緊急事態に陥る前に対応できるように努めます。

(1)緊急対応の考え方



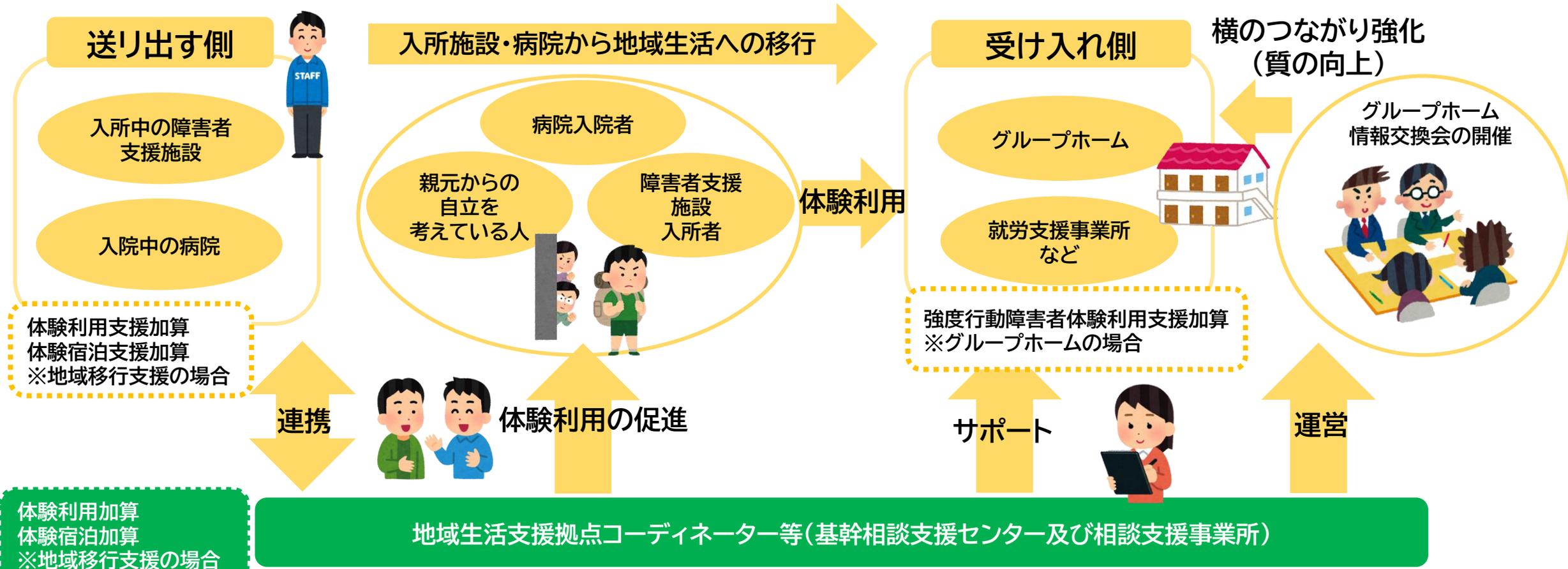
5-2. ②緊急時の受入・対応(①相談機能との関係)



6. ③体験の機会・場

燕市の考え方

- 共同生活援助等の障害福祉サービスの利用が促進されるよう市内の障害福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制をつくります。
- また、共同生活援助事業所間の連携やサービスの質の向上に向けて、事業所同士の情報交換の機会を設けます(事務局:コーディネーター)。
- 一人暮らしの体験の機会については、地域移行支援事業所と連携して、体験宿泊の場の確保を進めていきます。

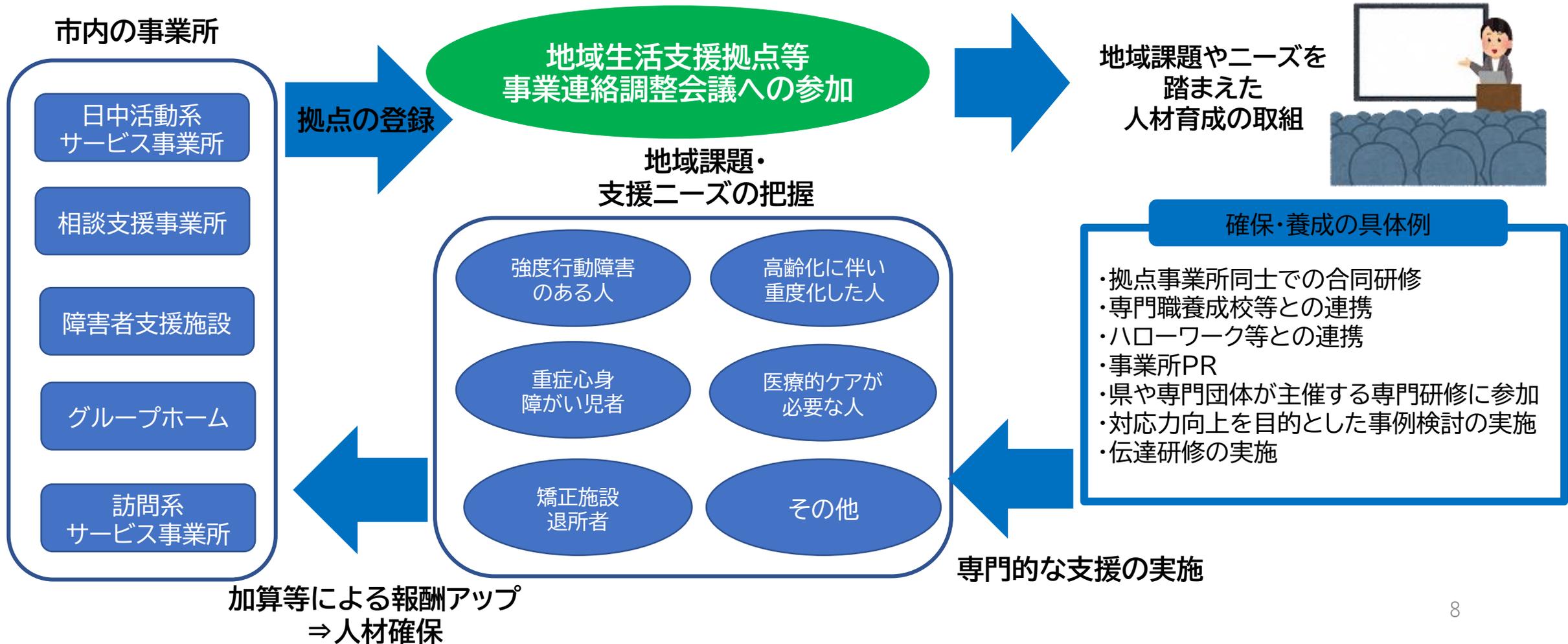


障がい福祉サービス事業所の空き情報の共有・体験宿泊の場の確保

7. ④専門的人材の確保・養成

燕市の考え方

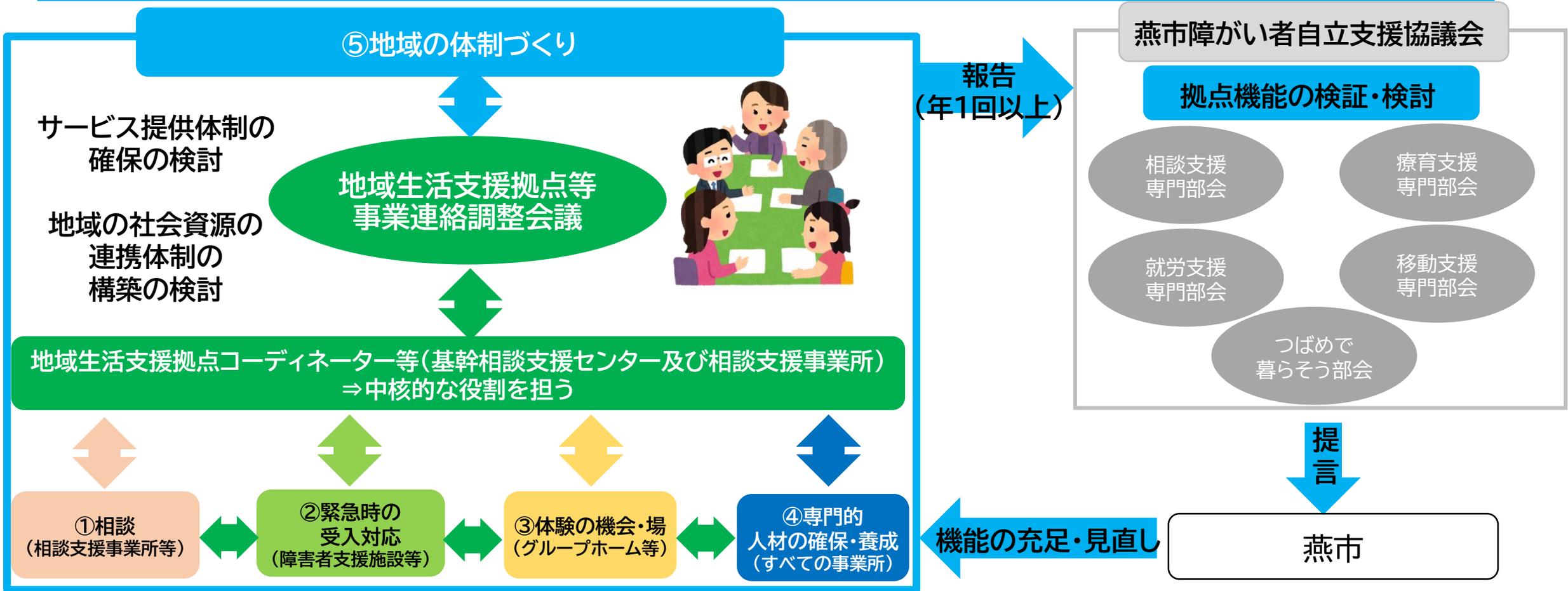
- ・人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があるため、県と連携した取組を進める。
- ・専門的人材の育成・確保に取り組むことを市内事業者が「地域生活支援拠点等の指定を受ける条件」とする。
⇒具体的には、事業所において研修計画を立て、専門的人材の育成に向けた取組を行うこと。



8. ⑤地域の体制づくり

燕市の考え方

- ・地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、地域生活支援拠点等事業連絡調整会議を設置する。(年1回以上)
- ・燕市障がい者自立支援協議会とも連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進めるとともに、拠点システムの運用状況についても燕市障がい者自立支援協議会で検証及び検討を行う。



9. 地域生活支援拠点コーディネーター

地域生活支援拠点コーディネーターは、地域生活支援拠点等の運営に関する中核的な役割を担い、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置する。また、その業務の一部を相談支援事業所に委託する。

コーディネーターの役割	主な業務内容
個別支援 (①～③の機能)	<ul style="list-style-type: none">・緊急時の支援が見込めない者の事前把握・夜間・休日にも対応した常時の連絡体制の確保・緊急時の支援が見込めない方に対する緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応・入所施設・病院から地域生活への移行・継続に関する支援
地域づくり支援 (④、⑤の機能)	<ul style="list-style-type: none">・入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握・地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓・専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施など・地域生活支援拠点等の広報・周知

10. 地域生活支援拠点等事業連絡調整会議

燕市では、地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、地域生活支援拠点事業連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)を設置します。会議の事務局は、地域生活支援拠点コーディネーターが行います。

【開催回数】 年1回以上

【参加メンバー】 地域生活支援拠点等の登録を受けた事業所、つばめで暮らそう部会委員など

【連絡調整会議での協議内容】

- ①対応に関することを協議するための関係機関・事業所による連携促進に関すること
- ②入所・入院等からの地域移行に関することを協議するための関係機関・事業所による連携促進に関すること
- ③体験の機会・場の確保に向けた取組の実施
- ④地域住民に対する広報・周知活動の実施
- ⑤専門性の確保に向けた取組の実施
- ⑥地域の障がい者等や家族のニーズ、地域の課題の把握
- ⑦燕市障がい者自立支援協議会への報告と協議会等による評価を踏まえた不足する施策・取組・体制等の検討
- ⑧その他地域生活支援拠点等の運営に関すること

11. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録について

①登録に必要な条件

- 1 正当な理由がないのに利用を断らない。
- 2 事業所のサービスの質の向上を目指すために必要な取組を継続的に行うことができる。
- 3 地域生活支援拠点等の事業所であることを市のHP等で公表することに同意できる。
- 4 関係機関と連携し、拠点等の機能向上を目指すことができる。

②登録に必要な機能(共通)

④専門的人材の確保・養成

○専門的人材の確保・養成を事業所として継続的に取り組むこと。
⇒具体的には、事業所において研修計画を立て、専門的人材の育成に向けた取組を行うこと。

⑤地域の体制づくり

○地域の体制づくりに向け、連絡調整会議や自立支援協議会などに積極的に参画する。

③登録に必要な機能(3つのうち1つ以上を選択)

①相談

対象:相談支援事業所
(指定一般、指定特定、障害児相談)

○地域生活支援拠点コーディネーターと連携し、休日・夜間を問わず、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等をするために、必要な体制を整えること。

②緊急時の受入対応

対象:障害者支援施設、障害福祉サービス事業所
障害児通所支援事業所、相談支援事業所

○緊急時の受入に必要な体制を整えると同時に、可能な限り受入・対応を行うこと

③体験の機会・場

対象:障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、
障害児通所支援事業所、相談支援事業所

○サービスの質の向上や連携強化のため、グループホーム情報交換会に出席すること(グループホームのみ)。
○可能な限り体験の機会を提供すること

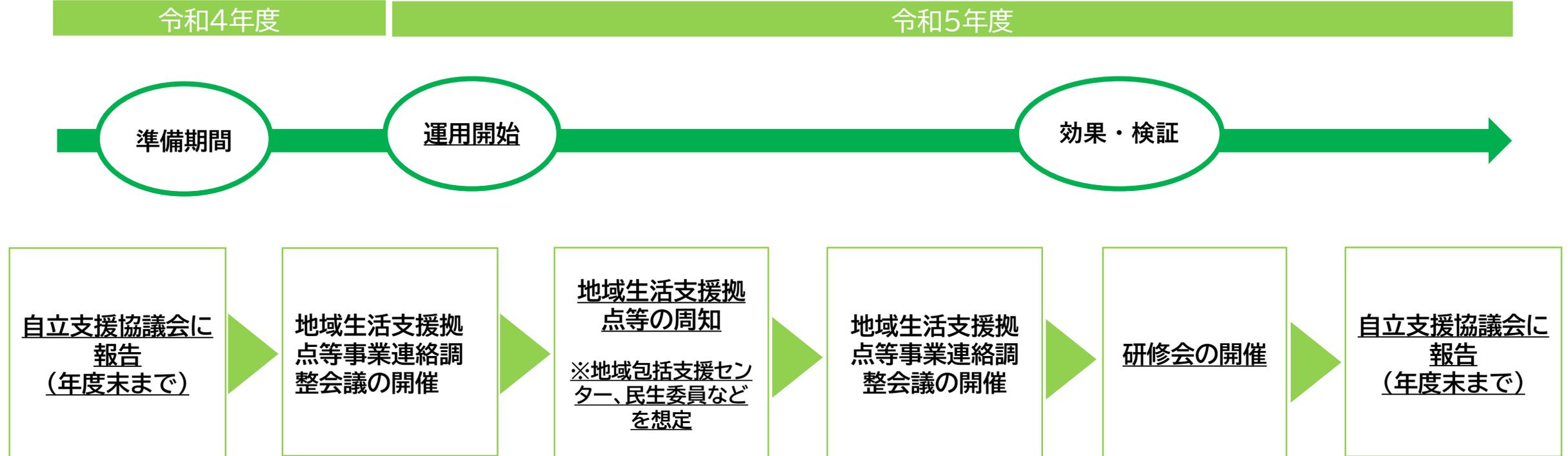
12. 地域生活支援拠点等の登録状況

事業所名	事業所の種類	①相談	②緊急時の受入・対応	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり	登録日(予定)
相談支援事業所 はばたき	①指定特定相談支援 ②指定障害児相談支援 ③指定一般相談支援	○	○	○	○	○	令和5年4月1日
地域生活支援センター やすらぎ	①指定特定相談支援 ②指定障害児相談支援 ③指定一般相談支援	○	○	○	○	○	令和5年4月1日
相談支援事業所 ひまわり	①指定特定相談支援 ②指定障害児相談支援 ③指定一般相談支援	○	○	○	○	○	令和5年4月1日
相談支援事業所 つばくろ	①指定特定相談支援 ②指定一般相談支援	○	○	○	○	○	令和5年4月1日
つばくろの里	①短期入所		○		○	○	令和5年4月1日

上記事業所以外にも、相談支援センターアリスが令和5年4月1日で登録予定です。

※令和5年3月1日時点で、事前協議まで終わっている事業所のみ掲載。

13. 今後の取組とスケジュールについて



※法人・事業所等への説明や協力のお願いも運用開始後も継続して行っています。

14. さいごに

- ▶令和5年4月1日からの本格的な運用開始に向け、準備を進めているところですが、令和5年度当初予算として事業運営に必要な予算要求しているところです。
- ▶地域生活支援拠点事業を通して、障がい児者が安心して地域で暮らしていけるよう地域の支援体制をより充実したものにしていきたいと考えています。そのためには、事業所の皆様のご協力が必要不可欠ですので、引き続き協力をお願いをしております。
- ▶今後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、自立支援協議会等で継続的に検証・検討を行ってまいります。

参考資料『地域生活支援拠点等にかかるQ&A』

カテゴリー	Q	A
①相談	担当相談員が居ても、緊急時は拠点コーディネーターが対応するのですか？	基本的にはこれまで通り担当相談員が対応します。しかしながら、相談支援事業所によっては、夜間・休日の対応が難しい場合がありますので、その場合は、拠点コーディネーターが対応します。その場合でも、相談支援事業所が対応できるようになった時点で対応を引き継ぐこととなります。
①相談	24時間対応しなくてはならないのですか	この機能を担う相談支援事業所については、夜間・休日を含めた常時の連絡体制の確保が必須です。ただし、対象者の状況等を勘案した上で、訪問などの対応が必要がないもしくは他の手段で対応可能な場合もあると思いますので、対応の内容はケースバイケースと考えています。
①相談	対応する相談員は資格が必要ですか	社会福祉士や精神保健福祉士、相談支援専門員などの福祉専門職あるいはそれと同程度の知識・技術を有する者を想定しています。
①相談	今の支援と何が変わるのですか	これまでの仕組みでは、特に障害福祉サービスを利用したことない方、単身又は家族の支援力が低い世帯で暮らしている障害者などに対する緊急的な支援は体制整備も含めた課題がありました。地域生活支援拠点等が効果的に運用されることで、緊急的な支援にも対応できる体制が強化されます。
②緊急時の受入・対応	「急病等」の「等」には何が含まれますか	家族に支援力がない(障がい、高齢)、家族の支援が適切ではない(虐待疑いなど)などが想定されます。

カテゴリー	Q	A
②緊急時の受入・対応	「医療機関への連絡等」とはどのような内容になりますか	病状悪化が疑われる場合の受診の調整などです。
②緊急時の受入・対応	コーディネーターと登録事業所の役割分担は？	障害福祉サービスとしての利用となりますので、基本的な部分は通常に対応(相談支援事業所とサービス事業所)と同様です。その上で、ご本人の障がい程度や家族の状況、事前登録の有無などにより、登録事業所だけが過重な負担を強いることのないようにサポートします。
③体験の機会・場	空き状況の把握に決まり事や毎月の期限等がありますか	情報の質を担保するため、毎月月末時点の情報とします。
④専門的な人材の確保・養成	「専門的」とはどのような資格のことですか	障害者の重度化・高齢化に対応できる専門的な人材を確保することが拠点の整備で求められており、具体的には、医療的ケアや強度行動障害、高次脳機能障害などに対する専門的対応ができる人材が求められています。例えば、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引等研修(基礎・実地)などがあります。
④専門的な人材の確保・養成	登録しない事業所は人材確保等に取り組まなくても良いのでしょうか	指定基準において、事業者は『従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。』とされており、人材確保等への取組は必要です。
⑤地域づくり	登録事業所が単独で取り組むのでしょうか	地域の体制づくりは、自立支援協議会等でも協議しながら、官民協働で進めていきます。

カテゴリー	Q	A
⑤地域づくり	登録事業所間の連携を各事業所が行うのですか	①と②の機能、③の機能は資料に示したとおりであり、地域生活支援拠点コーディネーター及び相談支援事業所等がコーディネートを行います。それ以外でも、登録事業所の連携が促進されるように、連絡調整会議やGH連絡会等を開催します。
登録について	毎年申請が必要ですか	内容に変更等がなければその必要はありません。
登録について	申請した後で、辞退することは可能ですか	申請前に市と協議した上で申請いただきますので、辞退は想定しておりません。登録後に内容の変更や廃止がある場合は、届出書により届出をお願いいたします。
登録について	共通機能だけで登録はできますか	現時点で共通機能のみの登録は予定しておりません。
登録について	市との協議は申請前いつまでに行えばよいですか	審査に2週間程度要する予定ですので申請は毎月15日を目安としてください。申請日が16日以降の場合、登録日が翌々月となる可能性があります。申請予定日を考慮して、協議日を予定してください。
登録について	登録は申請日に遡るのか、市決定日になるのか教えてください	申請日には遡りません。登録日は決定通知書にて通知します。
登録について	登録日が月の途中である場合の加算の取り扱いを教えてください	毎月1日を登録日とし、月途中での登録は行いません。